

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月5日

支出負担行為担当官

第五管区海上保安本部長 菅野 孝一

記

1 競争に付する事項

- (1) 契約件名 航路標識（灯台等）施設点検（高知地区）
- (2) 工事概要 灯台の躯体劣化度調査
- (3) 履行期限 平成26年3月31日
- (4) 履行場所 高知県室戸市、土佐市及び宿毛市沖ノ島町（詳細仕様書のとおり。）
- (5) 本入札は電子入札システムで行う。ただし例外的に、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
- (6) 本件入札公告における入札回数は、原則として2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

2 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 平成25・26年度国土交通省競争参加資格（第五管区海上保安本部を希望した者に限る）において、「測量」又は「建設コンサルタント」のA又はB等級の資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（別紙参照）
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 第五管区海上保安本部長から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 下記13項目の担当者から本件公告に係る仕様書を入手している者であること。

3 契約条項等を示す場所

第五管区海上保安本部（神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎）

4 競争入札参加申請書の提出方法、期限

- (1) 提出期限 平成26年2月12日17時00分
- (2) 電子入札システムにより入札参加の希望をする者は、確認書、資格決定通知書（写）、工事経歴書を電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙により入札参加の希望をする者は、紙入札方式参加願、資格決定通知書（写）、工事経歴書を下記13項目の担当係に郵送又は持参すること。

5 仕様書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 本件公告の日から平成26年2月12日17時00分までの間
- (2) 交付場所 下記13項目の担当係で入手すること。
なお、宅配便により仕様書の交付を希望する者は、平成26年2月10日12時00分までに申し出て入手すること。（送料は入札参加希望者の負担・着払）
- (3) 仕様書に関する質問については、平成26年2月12日17時00分までに電子入札システム又は下記13項目の担当係に書面（ファックス可）により提出すること。

6 入札書提出期限及び提出場所

(1) 入札書の提出期限 平成26年2月20日 17時00分

(2) 入札書提出場所 電子入札システム利用者は同システムによる。紙入札による場合は下記13項目の担当係に提出すること。

7 開札の日時及び場所

平成26年2月21日 10時00分 第五管区海上保安本部9階 経理課 入札室

電子入札システムにより入札を行ったものは、上記日時には連絡の取れる態勢で待機していること。

8 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金

免除

10 落札の決定

(1) 第五管区海上保安本部入札・見積心得書による。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約書作成の要否 要

12 支払い条件 履行完了後

13 契約及び入札に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部（神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎）

担当 経理補給部 経理課入札審査係

電話078-391-6555（内線2223）

FAX 078-391-6871

14 その他

入札参加希望者が電子入札システムを使用して入札に参加した場合には、通知書等を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

以上公告する。

【別紙】

入札公告中 2 . 競争参加資格の (4) に規定する資本、人的関係については以下のとおりとします。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 7 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。